

蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者 各位

蒲郡市 上下水道部 水道課長

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度の
更新制導入における有効期限について（通知）

日頃より、蒲郡市水道事業にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されます。この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期限内での更新手続きが必要となります。

初回の更新につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって更新までの有効期間が異なります。下記をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

記

1 指定の有効期間

初回の更新手続きの方法については、ホームページ及び有効期限の4ヶ月前を目処に水道課からダイレクトメールにより通知します。

指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日から平成11年3月31日 (指定番号第1号から第35号まで)	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日から平成15年3月31日 (指定番号第36号から第72号まで)	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日から平成19年3月31日 (指定番号第73号から第101号まで)	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日から平成25年3月31日 (指定番号第102号から第136号まで)	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日から令和 元年9月30日 (指定番号第137号以降)	令和6年9月29日まで

2 更新の受付期間

有効期限より3ヶ月前から受付を開始します。(予定)

3 留意事項

- (1) 更新の手数料は、現段階では**未定**です。
- (2) 提出書類については、事前のダイレクトメールにより通知します。
- (3) 排水設備の指定の取り扱いは、従来のおりの運用です。
- (4) 何か不明な点があれば、給水係までお問い合わせください。

担 当 水道課 給水係
電 話 0533-66-1206
ファックス 0533-66-1182